

認知症の相談窓口

第1地域包括支援センター

☎ 984・4766

第2地域包括支援センター 吉川平成園

☎ 981・5811

第3地域包括支援センター

☎ 981・7158

いきいき推進課

☎ 982・5118

※住んでいる地域によって、担当の支援センターが異なりますので、いきいき推進課に確認してください。

介護者のつどい

認知症に限らず、これから介護を始める方や今まで介護をしていた方を対象に、介護の悩みや工夫などを語り合います。

☎ 9月6日(日)、10月18日(日)

(11月からは第1(火))

午後1時～3時

場平沼地区公民館

☎ 地域包括支援センターまで

電話相談

認知症の人と家族の会埼玉支部

☎ 月(火) 午前10時～午後3時

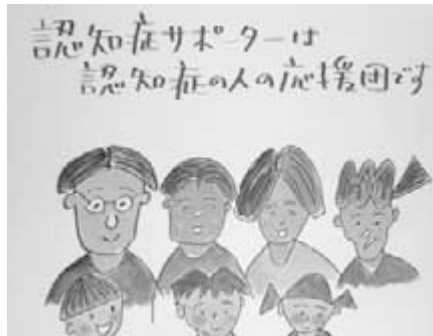
☎ 048・667・5553

(FAX) 048・667・5953 (随時)

認知症になっても、安心して暮らせるまち 吉川を目指して

認知症サポーター養成講座

受講生募集中



7月現在で、サポーターは835人

より多くの方に認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を見守る応援者になってもらうため開催するものです。講座を受講し、サポーターとなった方へ特別な活動をお願いするものではありません。

☎ 認知症についてのビデオ視聴など(1時間30分程度)。養成講座の受講者には、認知症サポーターの証である「オレンジリング」を配布します。

☎ ここまでの問い合わせは、いきいき推進課 ☎ 982・5118、(FAX) 982・5513



8月から父子家庭も対象に 児童扶養手当の対象が拡大しました

☎ 子育て支援課 ☎ 982・9529 (FAX) 982・5513

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもを養育する家庭の、生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件は？

● 日本国内に住所があり、次のいずれかに該当する子ども(18歳に達した年の年度末まで。一定の障がいがある場合は20歳まで)を父が監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。(外国人登録をしている方も対象です)

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 母が死亡した子ども
- ・ 母に一定の障がいがある子ども など

※所得制限があります。

● 次のような場合には、手当ては支給されません。

子どもが

- ・ 公的年金を受給できるとき
- ・ 父に支給される公的年金の額の加算の対象となつてるとき

- ・ 児童福祉施設などに入所、または里親に預けられたとき
- ・ 父が
- ・ 公的年金を受給できるとき
- ・ 婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき

手当の額は？

● 子どもの数1人：9850円
41720円：①
● 子どもの数2人：①の額に50000円を加えた額
支給するためには？
父による、子育て支援課窓口での手続きが必要です。

支給開始月は？

● 7月31日までに支給要件に該当していた方は、11月30日(火)までに申請をすれば「8月分」から支給されます。

● 8月1日から11月30日までに支給要件に該当した方は、11月30日(火)までに申請をすれば「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給となりますので、ご注意ください。